

はじめに

この年次報告は、三重県男女共同参画推進条例第 12 条の規定に基づき、三重県の実施した施策等の実施状況について報告をおこなうものです。

男女共同参画に関する施策を効果的に推進していくために、年度毎の施策の実施状況についてとりまとめ、議会に報告するとともに、積極的に県民及び事業者に公表することによって、男女共同参画の推進状況を明らかにし、理解と施策への協力を求めることとしています。

《条例第 12 条》(年次報告)

知事は、毎年 1 回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

年次報告の構成

三重県男女共同参画基本計画(改訂版)・実施計画の体系(P 2)

男女共同参画の施策の推進にあたっては、男女共同参画基本計画(改訂版)に基づき、7つの基本施策をもとに取組を進めています。

県の自己評価(P 3 ~ P 19)

県では、「みえ政策評価システム」により自己評価を実施しています。この目的評価表は、平成 19 年度をふり返し、施策・基本事業の成果や課題、目標値の達成状況などを自己評価し、その評価結果をふまえた上で、平成 20 年度の取組方向を示しています。

三重県男女共同参画審議会による評価・提言(P 21 ~ P 49)

三重県男女共同参画審議会では、三重県男女共同参画推進条例に基づき、県が独自に行う評価とは違った外部的な視点で、県が実施する施策の実施状況に関する評価を行い、2年に一度、知事に対し提言を行っています。今年度は、評価・提言の年にあたり、その実施結果について年次報告に掲載しています。

《条例第 13 条》(三重県男女共同参画審議会)

知事は、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 基本計画に関して、第 8 条第 4 項に規定する事項を処理すること。
- 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について知事に意見を述べることができる。

2007 年(平成 19 年)度事業実施概要(P 51 ~ P 113)

三重県男女共同参画基本計画の着実な推進のため策定された第三次実施計画に掲げる事業について 2007 年(平成 19 年)度の実施状況をまとめたものです。三重県男女共同参画審議会では、この事業実施概要を元に担当室に対するヒアリングを行った上で評価を行い、提言につなげています。

その他

参考資料として、第三次実施計画における目標値および参考データ等を掲載しています。